

Shari



特集 『地域づくりによる介護予防』の充実をめざします

写真:3月は町内の各学校で卒業式が行われました。写真は3月18日に行われた朝日小学校の卒業式で、退場前に保護者にありがとうございましたと感謝を伝える卒業生たち。

介護保険制度が変わります 第3弾

『地域づくりによる介護予防』の 充実をめざします

▼問合せ ぼると21 保健福祉課 ☎0152-22-2500

『介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）』が、平成28年3月1日に始まりました。総合事業では、高齢になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えとともに、町民の皆さんが効果的な介護予防に取り組むことができるよう事業を展開していきます。

斜里町の介護保険を取り巻く状況

町民4人に1人が75歳以上になる日があるかもしれません

介護保険によるサービスは65歳（第1号被保険者、特定疾病の該当者は40歳）から利用することが可能で、平成28年2月末現在、斜里町で要介護認定を受けている人は658人います。75歳以上（後期高齢者）の約3割が要介護認定を受けています。

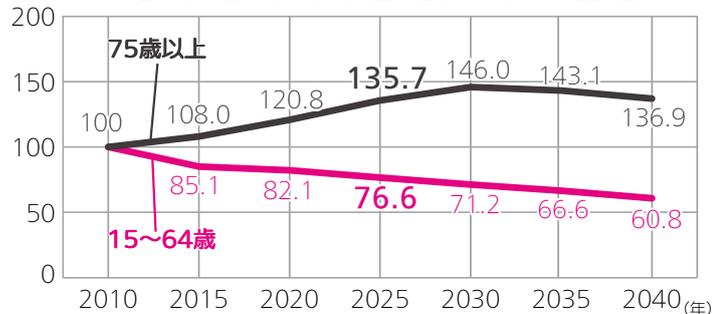
2025年には、団塊の世代が75歳を超えます。要介護リスクが高くなる後期高齢者人口は2025年に向けて増加し続ける反面、生産年齢人口（15～64歳）は継続的に減少し、その差は広がり続けることが予測されています。2040年、斜里町の後期高齢者率は25.1%となることを見込まれています。

介護を必要とする人が増える中、介護の担い手となり得る年齢層の人口は減少します。調理・買い物・掃除などの生活支援や介護が必要になっても、必要な支援を受けることができなくなる可能性があります。

この大きな課題の対応策の一つとして、総合事業の中で(1)効果的な介護予防の推進と、(2)生活支援の確保とサービスの充実（広報しゃり3月号掲載）をめざしていきます。

斜里町の生産年齢人口と後期高齢者人口の推計

2010年を100とした場合の2040年までの推計値



要介護状態になることを予防するために

斜里町の要介護認定を受ける原因

トップ3

第1位 認知症

第2位 脳血管疾患

第3位 関節症・骨折・骨粗しょう症

これから先、どんな生活を送りたいか考えたことはありますか？ その生活を送るために自分にできることが何か考えたことはありますか？ 仮に、ここに書いた病気になったとしたら、その生活を送ることが難しくなるかもしれません。自分の希望する生活を送り続けるために健康づくり（病気の予防）を意識した生活をしてはいかがでしょうか。

『いきいき百歳体操』を町内各地域に普及します

『いきいき百歳体操』は、高知市保健所が作成した体操プログラムです。この体操を週1回継続することで、筋力が付いて動くことが楽になり、転倒、骨折を予防します。DVDで映像を見ながら体操ができ、調節可能な重りを使うため、無理なく個人の体力に合わせることができます。

ただし、どんなに優れた体操であっても、一人で続けるのは容易なことではありません。この体操は、仲間同士で集まって、励まし合い、支え合いながら行う体操です。この体操を「やる」か「やらない」かを決めるのは町民の皆さんです。「やる」と決めたら、皆さんが主体となって場所を決め、開催日を決め、仲間呼びかけます。役場はその応援をします。

体を動かすことは筋力を付けるだけでなく、認知症予防に効果があります。週1回交流の機会があることで、うつ病や認知症のリスクが低くなるといわれています。

歩いて通える範囲の地域に『いきいき百歳体操』を行う会場が増えるよう、地域体操教室立ち上げ支援事業を展開しています。興味・関心のある方は、ぽると21にお問い合わせください。



▲平成28年2月から体操を実施している自主グループです。ぽると21を会場に毎週月曜午前10時に集まっています。参加、見学可能です。

	介護予防サロン事業(委託事業)		出張型介護予防事業	介護予防サポーター養成事業
	ふれ愛サロン暖談	ウトロふれ愛サロン		
内容	『いきいき百歳体操』やレクリエーション活動、茶話会など		『いきいき百歳体操』講座や健康づくり講座の実施	地域で行う『いきいき百歳体操』をサポートするボランティアを養成
日時	火曜・金曜 10:00～14:00	火曜 13:00～14:30	応相談	6月、12月の年2回予定 (詳細決定次第お知らせします)
場所	老人福祉センター	ウトロ漁村センター	団体が活動している場所	ぽると21
対象	体を動かしたい方、人としゃべりたい方など、どなたでも		介護予防のための健康づくり、地域活動等を行っている団体	自分自身が元気になりたい方、ボランティア活動に興味のある方
送迎	なし	必要な方は要問合せ	なし	
利用料	1回 100円	1回 100円 送迎は別途片道100円	なし	
申込み	必要なし		要申込み	
問合せ	斜里町社会福祉協議会 ☎0152-23-4704	ウトロデイサービスセンター ☎0152-22-5100	ぽると21 総合相談係 ☎0152-23-6644	

新消防署庁舎(事務所棟)完成!

4月11日(月)から移転します

▼問合せ 斜里消防署 ☎ 0152-23-2435

町民の皆さんの安全・安心な暮らしを支える拠点とするため、平成27年7月から工事が行われてきた新しい消防署庁舎の事務所棟が完成し、4月11日(月)から利用が始まります。なお、**住所や電話番号の変更はありません。**今後の予定は、5月から旧庁舎の解体工事、8月から車庫棟の改築工事を開始、平成29年3月完成となっています。



119 通報は斜里消防署で受信されます!

これまで斜里消防署とウトロ分署の2か所で受信していた119通報について、新庁舎に高性能消防指令装置が導入されるため、斜里消防署で一元管理することになります。高性能化によって、携帯電話・一般固定電話からの119番通報は、発信位置を指令装置の地図上に表示することが可能となり、同時に、救急車等に搭載された車両運用端末装置によって、位置情報が特定されます。

また、消防救急デジタル無線も運用を開始するため、音声と高度データ通信により、迅速かつ正確に情報伝達が図れるようになり、よりの確な緊急対応が可能になります。さらに、デジタル化によって通信の秘匿性が高まり、個人情報保護の強化につながります。

今後はメール119番受信システムを活用する予定であり、事前登録することにより電話などでの通報が困難な方からの119番通報が受信可能となり、利便性が高まります。



内部は
お引っ越し中!

新消防署庁舎 外観

訓練補助棟の
赤い119が
目印!

2階には事務室や
会議室があります。
入り口を入れて左
の階段をご利用く
ださい。

1階には防災備蓄庫や、
緊急時には一時避難所
になる部屋があります。
トレーニングルームが設置
され、今後、町民の皆さん
にも利用していただける
ようになる予定です。

斜里地区消防組合 消防本部・消防署

平成28年度から軽自動車税が変わります

▼問合せ 役場税務課課税係 ☎0152-23-3131内線132・133・137

軽自動車と小型の普通自動車との間の税負担水準格差の見直し、グリーン化を進める観点などから、平成28年度から軽自動車（四輪以上および三輪）、原動機付自転車、軽二輪、二輪小型自動車および小型特殊自動車の税額が引き上げになります。



軽自動車（四輪以上および三輪）

最初の新規検査年月（車検証の「初度検査年月」）により、現行税額・新税額・重課税額のいずれかになります。

車種			現行税額※1	新税額※2	重課税額※3	
軽自動車	四輪以上 (660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪(660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円

※1…平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両で、新規検査年月から13年を経過するまで適用

※2…平成27年4月1日以降に新規検査を受けた車両で、新規検査年月から13年を経過するまで適用

※3…新規検査年月から13年を経過した車両に対し、新税率の概ね1.2倍の税率を適用

（動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用自動車および被けん引車は、重課税率の対象外となります）

軽課税額（グリーン化特例）

平成27年度中（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に新規検査を受けた車両で、排出ガス性能および燃費機能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分に限り軽自動車税を軽減する特例措置を適用します。

車種			年税額			
			(ア)新税額の75%軽減	(イ)新税額の50%軽減	(ウ)新税率の25%軽減	
軽自動車	四輪以上 (660cc以下)	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪(660cc以下)			1,000円	2,000円	3,000円

(ア)…電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%軽減）

(イ)…乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)…乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。

原動機付自転車、軽二輪、二輪小型自動車および小型特殊自動車

車種		～H27年度(年税額)	H28年度～(年税額)
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪小型(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円
雪上車		2,400円	3,000円





平成28年4月1日から

「障害者差別解消法」が施行

▼問合せ ぼると21 保健福祉課福祉係 ☎0152-22-2500
☎0152-23-6670

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

障害者差別解消法では主に次の2つのことについて、自治体及び民間事業者が守るべきことが定められています。

1. 不当な差別的取扱いの禁止

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否するなどの不当な差別的取扱いは禁止されます。

例) お店に入ろうとしたら、車椅子を利用していることだけの理由で断られた

例) アパートの契約をするとき、障がいがあることだけの理由でアパートを貸してくれなかった

2. 合理的配慮の提供

障がいのある方が、相手方にとって負担にならない程度の配慮を求めているのに対して、それに応じない（合理的配慮をしない）ことも、差別にあたります。

例) 目が見えないことを伝え、書類の内容を読み上げるなどの依頼をしたが対応してもらえなかった

例) 乗り物等に乗る際に介助を求めたのに介助してもらえなかった

※ただし、配慮する側にとって、それが「過重な負担」である場合を除きます。

相談などがある場合は、ぼると21 保健福祉課福祉係までご連絡ください。



平成27年度 町長表彰授与式が行われました

平成28年3月7日・8日に、町長表彰（スポーツ奨励・文化奨励）の授与式が役場にて行われました。全国大会出場等スポーツや文化事業において顕著な成績を収めた町民を随時表彰しており、今回は2名1団体が受賞しました。

◎スポーツ奨励

▼目黒 聖也さん（越川）
平成28年1月に、苫小牧市で開催された「第46回北海道中学校スケート・アイスホッケー大会」男子500mにおいて、好タイムを収め、長野県で行われた全国大会に出場し、見事5位となりました。

▼東城 蓮さん（川上）

平成28年1月に、苫小牧市で開催された「第46回北海道中学校スケート・アイスホッケー大会」男子1500m・3000mにおいて、好タイムを収め、長野県で行われた全国大会に出場しました。

◎文化奨励

▼平成27年度

川上小学校リコーダー部

平成28年1月に、札幌市で開催された「第30回全道リコーダーコンテスト」小学校部門合奏の部において、金賞を受賞し、東京都で行われた全国大会に出場しました。



平成27年度川上小学校リコーダー部

中央左：目黒さん
中央右：東城さん



町臨時職員を募集します



区分	保健福祉課一般事務補助	保健福祉課保健師	朱円・以久科へき地保育所 保育補助員
募集人数	1名	1名	2名(各保育所1名)
勤務場所	総合保健福祉センターぽると21(保健福祉課)		朱円へき地保育所 以久科へき地保育所
業務内容	文書作成・入力、介護従事者 確保事業等事務補助、電話対 応等	高齢者の保健福祉に関する相 談・指導業務、介護予防業務、 訪問指導等	保育補助業務(給食配膳・そ の他保育業務補助)
資格・条件	町内在住の方でパソコン操作 (ワード・エクセル)のできる 方	保健師免許を有する方	町内に住所を有する方で子ど もが好きな方
勤務日	月～金曜日		
勤務時間	8時45分～17時30分 (休憩1時間)	8時45分～17時30分 (休憩1時間) ※勤務時間については相談に 応じます	11時30分～14時30分
賃金等	6,500円/日	9,900円/日	885円/時
保険等	社会保険・雇用保険・厚生年金加入		—
雇用期間	平成28年5月2日～平成29年3月31日		平成28年5月2日 ～平成28年12月31日
申込期限	平成28年4月15日(金)		
申込受付	月～金曜日 9時～17時		月～金曜日 9時～17時30分
申込方法	履歴書を持参のうえ、ぽると 21福祉係まで(後日面接試 験を案内します)	履歴書を持参のうえ、ぽると 21総合相談係まで(後日面 接試験を案内します)	履歴書を持参のうえ、役場こ ども支援課(1階4番)まで(後 日面接試験を案内します)
問合せ	ぽると21 保健福祉課福祉係 青葉町40番地2 ☎0152-22-2500	ぽると21 保健福祉課総合相談係 青葉町40番地2 ☎0152-22-6644	役場子ども支援課児童育成係 本町12番地 ☎0152-23-3131 内線146・124



4月1日から児童館の 開館時間・曜日が変わります

▼問合せ 斜里児童館 ☎0152-23-5245

児童館は、これまで一緒に施設を使用してきた仲よしクラブが斜里小学校内へ移転することに伴い、開館時間と曜日を変更します。登録や事前予約は必要ありません。小さなお子さんが遊べるスペースもあり、時間内は自由にご利用になれます。また、スタッフが常駐しますので、初めてで不安

な方も声をかけていただければ、必要に応じてサポートします。ぜひ気軽にご利用ください。

▼開館日時 月～土曜日 10時～17時30分

▼休館日 日曜日・祝祭日・年末年始

▼利用対象 18歳未満の子どもと保護者

▼場所 青葉町29番地6



平成28年度から始まります 日本脳炎ワクチンの定期接種

▼問合せ ぼると 21 保健福祉課保健推進係 ☎ 0152-22-2500

これまで、北海道は日本脳炎のウイルスを持つ蚊がほとんど生息していないことから、日本脳炎の予防接種を行う必要がない区域に指定されました。しかし、道外や海外を来訪する機会が増えていることもあり、平成28年4月1日から定期接種として実施いたします。**生年月日により対象期間が異なりますのでご注意ください。**

■日本脳炎ってどんな病気??

日本脳炎とはウイルスを持つ蚊に刺されることで感染する病気です。数日間の高熱、頭痛、嘔吐

から始まり、光への過敏症や意識障害、けいれん等の中枢神経系障害を引き起こします。ほとんどが無症状に終わるといわれていますが、脳炎を引き起こした場合、20～40%が死に至ります。

■4回（1期3回、2期1回）の接種が必要です

日本脳炎ウイルスに対する確実な免疫をつけるため、4回の接種を行います。詳細は下記の表をご覧ください。なお、平成21年10月2日以前生まれの方は特例措置として接種できます。

■接種スケジュール

生年月日	接種時期と回数
H25. 4.2～H26. 4.1	3歳以上4歳未満で1期1・2回、4歳で1期3回目、9歳で2期1回接種
H21.10.2～H25. 4.1	7歳6カ月までに1期3回、9歳で2期1回接種 ※7歳6カ月までに1期の接種(3回)をできなかった方が残り回数分を9歳になってから接種することはできません。
H20.10.2～H21.10.1	7歳6カ月までに1期1回～2回、残りの接種は9歳以降
H20. 4.2～H20.10.1	今年度定期接種対象外、9歳以降定期接種対象
H19. 4.2～H20. 4.1	9歳以降1期3回2期1回接種 ※13歳以上は任意接種(有料)
H 8. 4.2～H19. 4.1	20歳未満で1期3回2期1回接種 ※20歳以上は任意接種(有料)

※接種間隔目安

- 1期1回目
↓ 6～28日
- 1期2回目
↓ 6ヶ月以上
- 1期3回目
↓ 6日以上
- 2期

※7歳6カ月～9歳未満は定期接種対象外です。接種する場合は任意接種となり接種料金ががかかります。

※特例措置(H8.4.2～H19.4.1生まれ)で接種する方の予約票はぼると21にありますのでご連絡ください。

※13歳以上で保護者が同伴しない場合には保護者の署名のある同意書と予約票(ぼると21保健推進係に設置)、母子手帳を持参してください。保護者の署名がない場合は接種できません。

■接種方法…町内各医療機関で接種してください。接種料金の自己負担はありません。

※町外医療機関で接種する場合はぼると 21 保健推進係へお問い合わせください。

斜里町国民健康保険病院	予約方法	接種日
3歳～中学3年生(15歳)	要予約 ☎0152-23-2102 受付:月・火・木・金 16:00～16:30	毎週火曜日(予約時に相談) 受付 13:00～13:30
高校生相当(15歳) ～20歳未満	予約不要	月～金 8:30～11:00 13:30～16:00 ※火曜日のみ午後は14:00～

水柿内科医院	予約方法	接種日(予約時に相談)
3歳～20歳未満	要予約 ☎0152-23-5275 受付:月～金 平日診療時間帯	月～金 9:00～11:30 13:00～16:30 ※金曜日のみ16:00まで

児童扶養手当 ・特別児童扶養手当



▼問合せ ぼると 21 保健福祉課福祉係 ☎ 0152-22-2500

■児童扶養手当

一人親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図ることを目的とした制度です。父母の離婚などにより、父または母の一方からしか養育が受けられない方に支給されます。

▼支給要件

- 下記の要件に当てはまる児童を監護している父母又は養育者
- ・父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
 - ・父または母が下記のいずれかにあてはまる児童
→死亡している、重度の障害がある、生死が不明である、1年以上遺棄している、裁判所からDV保護命令を受けている、1年以上拘禁されている
 - ・母の婚姻によらずに生まれた児童
 - ・父母ともに不明である児童（孤児など）

▼手続きに必要なもの

- ・認定請求書（ぼると 21 福祉係にあります）
- ・請求者と児童の戸籍謄本
- ・世帯全員の住民票（世帯分離の同居人も含むマイナンバーが書かれたもの）
- ・印鑑
- ・預金通帳（ゆうちょ銀行以外）
- ・年金手帳
- ・世帯全員の保険証など

■特別児童扶養手当

精神または身体に重度の障害をもつ 20 歳未満の児童（以下対象児童）を養育している父母または養育者には、特別児童扶養手当が支給されます。

▼支給要件

- 対象児童を家庭で監護、養育している父母等 ※ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は受給できません。
1. 受給者（申請者）や対象児童が日本国内に住所を有しないとき
 2. 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき（ただし、通園している場合は除く）
 3. 対象児童が障がいを事由とする年金を受けることができるとき

▼手続きに必要なもの

- ・認定請求書※
 - ・診断書※
 - ・振込先口座申出書※
 - ・請求者と対象児童の戸籍謄本
 - ・世帯全員の住民票（世帯分離の同居人も含むマイナンバーが書かれたもの）
 - ・印鑑
 - ・預金通帳（ゆうちょ銀行以外）など
- ※認定請求書、診断書、振込先口座申出書は ぼると 21 福祉係にあります

お誕生学級のご案内



▼問合せ ぼると 21 保健福祉課保健推進係 ☎ 0152-22-2500

1 歳（0 ヶ月～1 歳 1 ヶ月）になるお子さんと保護者の方を対象に、育児学級を開催します。1 歳からの子育てについて専門家から学ぶ機会です。民生委員の協力による託児もありますので、ぜひお申し込みください。

▼対象

平成 27 年 4 月、5 月生まれの子とその保護者

▼日時 5 月 18 日(水) 10 時 30 分～12 時

▼場所 ぼると 21 検診室（2 階）

▼定員 先着 10 組

▼参加費 400 円

▼内容 計測、虫歯予防、幼児食について、幼児食の試食

▼持ち物 母子手帳、筆記用具、お食事エプロン、おしぼり、お子さんに必要なもの

▼申込締切 4 月 28 日(木)



国民健康保険・後期高齢者医療制度

平成28年4月から

入院時の食事代が変わります

▼申請・問合せ 役場住民生活課医療年金係 ☎ 0152-23-3131 内線 140・147

平成28年4月から、町民税課税世帯の標準負担額（食事代）が引き上げられます。ただし、町民税非課税世帯、指定難病及び小児慢性特定疾病児童等の標準負担額は据え置かれます。

入院時の食事代

区分		平成28年3月まで	平成28年4月以降
		標準負担額(1食)	標準負担額(1食)
町民税課税世帯		260円	360円
町民税非課税世帯	90日までの入院	210円	変更なし
	91日からの入院	160円	
	所得が一定基準に満たない世帯※	100円	

※所得が一定基準に満たない世帯とは

国民健康保険

世帯主と国保加入者が住民税非課税で、必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたその世帯員の各所得がいずれも0円となる世帯で、70歳以上の人。

後期高齢者医療制度

世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)の人。

町民税非課税世帯は食事代が減額されます。食事代の減額を受けるには「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付をうけ、医療機関へ提出してください。

交付申請に必要なもの

【国民健康保険の被保険者の場合】

- ①世帯主の印鑑（認め印可）
- ②認定を受けようとする人の保険証
- ③認定を受けようとする人のマイナンバーを確認できる書類
- ④過去1年間の町民税非課税の期間で入院日数が90日を超える場合、その確認ができる領収書
- ⑤窓口に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書（運転免許証またはマイナンバーカード等）

【後期高齢者医療制度の被保険者の場合】

- ①認定を受けようとする人の印鑑（認め印可）
- ②認定を受けようとする人の保険証
- ③認定を受けようとする人のマイナンバーを確認できる書類
- ④過去1年間の町民税非課税の期間で入院日数が90日を超える場合、その確認ができる領収書
- ⑤窓口に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書（運転免許証またはマイナンバーカード等）

年金相談をご利用ください



▼問合せ 役場住民生活課医療年金係 ☎ 0152-23-3131 内線 147

国民年金や厚生年金の受給金額、加入記録や納付状況の確認など、年金制度に関するお問合せや相談をお受けします。

▼日時 4月19日(木) 10時30分～16時

▼場所 ゆめホール知床 会議室2

▼予約 相談は事前の予約が必要です。予約は、相談日の1カ月前から受付しています。

▼予約先 北見年金事務所お客様相談室

☎ 0157-33-6007

▼主催 北見年金事務所



女性のためのがん検診 (乳がん・子宮頸がん)のご案内

▼申込・問合せ ぼると21 保健福祉課保健推進係 ☎ 0152-22-2500

申込開始は4月5日(火)8時45分から!!

※各検診ともに受付時間ごとの定員がありますので、お早めにお申し込みください。

※託児を希望される方は4月28日(木)までにお申し込みください。

	検診日時および受付時間	場所
5月16日(月) 17日(火)	① 8:30～9:00 ② 9:00～9:30 ③ 9:30～10:00 ④ 12:30～13:00 ⑤ 13:00～13:30 ⑥ 13:30～14:00	ぼると21

	乳がん検診	子宮頸がん検診
対象者	40歳以上の女性町民 ※ペースメーカー手術および豊胸手術を受けていない方	20歳以上の女性町民 ※子宮体部がん検診(自己負担額700円)は、該当者のみ実施
検診内容	マンモグラフィ検査(レントゲン撮影) ※今年度から視触診は行いません	細胞診
検診料 (自己負担額)	1,200円	1,000円・超音波検査は+100円

知床しゃりブランド 第9回認証品を募集します



▼問合せ 役場商工観光課商工労政係 ☎ 0152-23-3131 内線 162

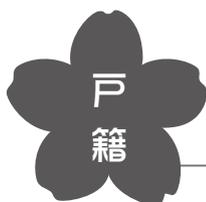
現在まで8回の認証審査会を行い、9事業者21商品が知床しゃりブランド品として認証されています。

第9回目の認証審査会を6月に予定していますので、申請される生産者および事業者の方は、**5月18日(木)**までに所定の申請書に必要事項を記入し関係書類を添えて、役場商工観光課商工労政係へ提出してください。

申請書類は窓口でご用意しています。

知床しゃりブランド公式ホームページ(<http://www.shiretoko-gourmet.com/>)からもダウンロードできます。

なお、申請書類の記載方法や関係書類など、詳細は役場商工観光課商工労政係までお問い合わせください。



引っ越しの際は 住所の異動手続きを忘れずに!

▼問合せ 役場住民生活課戸籍住民係 ☎ 0152-23-3131 内線 139

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大事な手続きです。

また、皆さんに送付しているマイナンバーの「通知カード」や身分証明書となる「マイナンバーカード(個人番号カード)」の住所は最新のものにす

る必要があります。

入学・就職・転勤等による引っ越しで住所を異動される方は、住民票の異動の届出をするとともに、マイナンバーの通知カード、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなどの住所変更届出もお忘れなく!



子育て支援センター開放日

▼問合せ 子育て支援センター ☎ 0152-23-5355

子育て支援センターの開放日は、次のとおりです。保護者の方と一緒に自由に遊べます。(なお、町外の方は里帰りのみ受け入れ可能です)

※各開放日は祭日等により変更することがありますのでお問い合わせください。

▼場所 子育て支援センター (双葉保育園内)
朝日町 5 ☎ 0152-23-5355

▼開放日 月～金 13時～15時30分
(月・木は午前10時～11時30分も開放)

◎支援センター移動開放日

毎月第1木曜日は、はまなす保育園の一室(旧支援センター)を開放します。

▼時間 午前10時～11時30分

◎土曜開放日

毎月第1土曜日は、子育て支援センターを開放します。

▼時間 午前10時～11時30分



都市計画審議会委員募集

▼問合せ 役場建設課建設係 ☎ 0152-23-3131 内線211

都市計画審議会は、都市計画法に基づき設置されているもので、町の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する機関です。当面は、都市計画変更に関する事項および都市計画関連事業の調査・審議を行います。

▼募集人数 1名

▼任期

平成28年度から2年間(欠員補充のため)

▼締切 4月15日(金)



平成28年自衛官採用試験

▼問合せ 自衛隊帯広地方協力本部網走地域事務所 ☎ 0152-44-5743
ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/obihiro/>

募集種目	受付期間	資格	試験期日	場所
予備自衛官補	4月8日(金)まで	18歳以上 34歳未満	4月16日(土)	美幌町内
一般幹部候補生	5月6日(金)まで	H28年4月1日現在で 20歳以上22歳未満	5月14日(土) 15日(日) ※15日は飛行要員希望者のみ	

※試験の詳細については、お問い合わせください。



北海道警察官採用試験

▼年齢基準 昭和59年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた者

▼試験区分

A区分：大学(短大を除く)等を卒業又は卒業見込みの者(高度専門士を含む)

B区分：A区分以外の者(高校生を除く)

▼一次試験日 5月8日(日)

▼受付期間 4月15日(金)まで

電子申請は13日(木)まで

▼申込書配布場所 全道の警察署、北海道警察本部採用センター、北海道警察ホームページ

▼問合せ 斜里警察署 ☎ 0152-23-0110

<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp>

後期高齢者医療制度 運営協議会委員募集



▼問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さんの代表として、制度の運営に関する重要事項を審議する運営協議会委員を募集しています。

▼応募資格

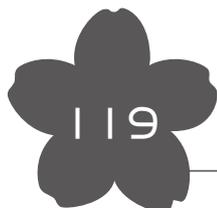
道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員を除く）

▼募集人数 5名

▼募集締切 平成28年4月28日(木)

▼任期 平成28年7月から2年間(年3回予定)

▼応募方法 北海道後期高齢者医療広域連合及び市区町村窓口にある応募要領をご覧ください。



平成28年度斜里消防署の サイレンの吹鳴について

▼問合せ 斜里消防署 ☎ 0152-23-2435 ウトロ分署 ☎ 0152-24-2110

消防署では毎年行事の際、サイレンを吹鳴することがあります。今までも事前に広報しゃりでお知らせしていますが、下記に消防行事における年間のサイレン吹鳴予定を掲載します。早朝や夜間に吹鳴する場合がありますが、災害発生時に町民の皆さんの生命・身体及び財産を守るためにも、消防業務にご協力をよろしくお願いいたします。

吹鳴期間	時間・場所	行事名
4月20～30日	20時(30秒間)…町全域	春の火災予防運動
5月末	8時30分・9時…市街地	斜里消防団消防演習
8月28日	7時30分…ウトロ 8時…町全域(ウトロを除く)	斜里消防団防災訓練
10月15～31日	20時(30秒間)…町全域	秋の火災予防運動
12月25～30日	20時(30秒間)…町全域	歳末警戒
1月4日	9時…ウトロ	消防出初め式(ウトロ)
1月6日	8時…市街地	消防出初め式(市街地)

消防庁舎新築工事に伴って4月7日(木)にサイレン吹鳴試験を行います。(吹鳴時間は約1分です)

14時～峰浜・三井地区
15時～以久科・中斜里地区
16時～市街地(消防庁舎・斜里小学校・光陽町)

住宅用火災警報器を設置しましょう!!

各種試験のお知らせ

試験名	試験日	受付期間	種類	試験地	
危険物取扱者試験	5月29日(日)	電子申請 4月10日(日)～17日(日) 書面申請 4月13日(水)～20日(水)	甲種(北見市のみ) 乙種(第1～6類) 丙種	北見市 網走市	申込書は消防署・ウトロ分署にあります
消防設備士試験			甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	北見市	

※危険物取扱者試験準備講習会が北見市と網走市で開催されます。詳細はお問い合わせください。

一般賃貸住宅入居状況

※現在募集はしていません ▼問合せ ウトロ支所 ☎ 0152-24-2200

1階…0戸 2階…0戸 3階…0戸 4階…0戸 5階…0戸

・住所 ウトロ中島10番地6 ・1～3階 月額4万円 ・4～5階 月額3万円

まち発見レポート

身近なできごと、話題・スポーツ情報などお寄せください。

▼問合せ 役場企画総務課企画係 ☎ 0152-23-3131 (内線 241)

新小学1年生へ

JA斜里町からお道具箱など寄贈

3月8日、JA斜里町から町内の新小学1年生全96人に対して、お道具箱やクリアファイル、ぞうきん、メモ帳などが寄贈され、平田隆雄代表理事組合長から「楽しい学校生活を送ってほしい」との願いと共に、村田教育長に手渡されました。ありがとうございました。



新小学1年生へ

斜里地区安協から「文房具セット」寄贈

3月18日、斜里地区交通安全協会（須田修一郎会長）から、町内の新小学1年生全員に対し、交通安全の願いを込めて、五十音表や鉛筆、消しゴム、定規などの文房具セットが贈呈され、馬場町長に手渡されました。ありがとうございました。

話題の右脳トレーニング「フラッシュ式アンザン」もトレーニングできるよ!



子どものIQを高めるツールとして!

教育界が

そろばんに注目!

林 珠算教室

斜里町文光町 59-8 ☎ 0152-23-6338

新入生募集中



『広報しゃり』 広告募集!

広報紙を利用してお店や会社をPRしませんか?

★広告掲載料金(1号あたり1枠)

●町内事業所等 8,000円

●町外事業所等 10,000円



掲載内容については、一定の制限があります。また、個人の広告は掲載できません

申込み→役場企画総務課企画係

☎ 0152-23-3131 (内線 241)

広告を募集しています。企画係(内線241)



参加してみませんか？

今後の行事予定

4月

- 4日 双葉保育園入園式(10:00～)
はまなす保育園入園式(10:30～)
- 5日 中斜里・ウトロ保育所入所式
(10:00～)
- 6日 町内全小中学校入学式
- 7～11日 新入学児童交通安全街頭指導期間
- 7日 生きがい大学入学式(11:00～ゆめホール知床)
- 8日 斜里高校入学式(14:00～)
- 10日 知床雪壁ウォーク2016
(12:30開会式、13:00スタート)

5月

- 6日 くろまる in 知床 LIVE ～日本一周中に寄れなくてごめんなさい～
(18:00 開場、18:30 開演…しれとこくらぶ)
- 中旬 前浜清掃
- 下旬 町民植樹祭

安全で安定的な水道水を供給するために

水道料金改定説明会を開催

町内各自治会のご協力のもと、役場産業部水道課による『水道料金改定』に係る説明会が、2月から4月にかけて順次開催されています。

この説明会は、これまで広報しゃりでもお知らせしてきた水道料金の改定案について、水道事業の現状と今後、料金改定に至った経緯や必要性、改定スケジュールなどを利用者の皆さんに直接説明するもので、質疑応答では、参加者から様々な意見が出されました。

水道料金の改定は、収支を改善するため、現段階では平成28年10月に20%、平成32年4月に20%とし、料金改定案をまとめたところです。

今後説明会が行われる地域の方々は、ぜひ積極的な参加をよろしくお願いいたします。

2月26日に行われた老人福祉センターでの説明会



羽田野茂男 70歳 光陽町 2/24	塚田玲子 79歳 港西町 2/20	國村ヨシエ 93歳 青葉町 2/16	久保嘉行 93歳 富士 2/8	山中トミ 95歳 本町 2/4	おくやみ申し上げます	♡ 新藤愛 光陽町 2/23	♡ 山本広大 青葉町	♡ 北村美里 朱田東 2/16	♡ 佐藤竹浩 朱田東	♡ 杵淵郁美 港西町 2/14	♡ 阿武頼直 文光町	♡ 東坂桃江 青葉町 2/2	♡ 大込凌 新光町	結婚おめでとう 届出日です	篠原初芽 咲 2/25	室井杏南 文光町 2/24	吉森柚喜 港西町 2/23	佐々木翔夢 聖 2/16	岩谷空和 拓 2/16	木村慶 勤敏 中斜里 2/12	山本樹 龍一 倉 2/10	新藤由彩 輝三 光陽町 2/1	誕生おめでとう
-----------------------	----------------------	-----------------------	--------------------	--------------------	------------	----------------	------------	-----------------	------------	-----------------	------------	----------------	-----------	------------------	-------------	---------------	---------------	--------------	-------------	-----------------	---------------	-----------------	---------

田中喜代子 89歳 文光町 2/28	高山力 87歳 三井 2/26	伊藤英雄 91歳 青葉町 2/26
-----------------------	--------------------	----------------------

人の動き
〈平成28年2月末現在〉

■人口/11,996人(-11人)
男: 5,922人(-9人)
女: 6,074人(-2人)

■世帯/5,595世帯(+5世帯)

National trust 100㎡ Movement Forest Trust

100平方メートル **森** 運動の **トラスト**

〈2月の参加状況〉

●寄付金額 76,500円
●参加者 10人(件)

森と生きものの復元事業にご協力ください

みんなのしゃべり場



朝日小学校での人権教室の様子

斜里町の人権擁護委員の皆さん

問題で悩む人などのための相談制度です。毎日の生活のなかで、「これは人権問題ではないか」と感じた時は、お気軽にご相談ください。

斜里町には現在、3名の人権擁護委員がいます。お困りの際は、『みんなの人権110番』や各委員にまずは電話をしてみてください。相談は無料で難しい手続きなどはありません。秘密は固く守られます。

▼みんなの人権110番

☎ 0570・003・1110

▼大森 洋見さん

☎ 0152・23・4120

▼渡辺 悦子さん

☎ 0152・23・2388

▼寺山 元さん

☎ 0152・23・2114

また、毎年6月1日は人権擁護委員の日となっております。ゆめホール知床で13時～16時の間、『特設なんでも相談所』を開設しています。この機会に、ぜひご利用ください。

皆さんは、人権擁護委員をご存知ですか？

『人権』とは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにすべての人が持つ権利です。人が幸福な人生を送る上で最も大切な権利であり、自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されたボランティア

で、全国で約1万4千人が活躍しており、人権相談を受けて問題解決のお手伝いをしたり、法務局と協力して人権侵害の被害者を救済したり、地域の人や子どもたちに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

人権相談は、家庭内のもめごとや隣近所とのいざこざなどの人間関係や、借地借家の

保 健

- ▼親子あそびの広場/支援センター
.....12日(火)、15日(金)、19日(火)、22日(金)
- ▼ウトロあそびの広場...13日(水)、27日(水)/漁村センター
- ▼支援センター移動開放日...7日(木)/はまなす保育園
- ▼土曜開放日.....2日(土)/支援センター

- ▼ヘリカルCT肺がん検診
.....7日、14日、21日、28日/毎週木曜日

- ▼産婦人科外来日...7日(木)、8日(金)、27日(水)、28日(木)
- ▼皮膚科外来日.....4日(月)
- ▼小児科外来休診日...6日、13日、20日、27日/毎週水曜日

- ▼水道料・下水道納期限と口座振替日...4月25日(月)

- ▼ゆめホール知床.....毎週月曜日
- ▼海洋センター体育館...全日開館
- ▼図書館...毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は開館)
- ▼博物館...毎週月曜日(祝日・振替休日は開館)

6日(水)	母親学級①ほ	13:30~15:00
7日(木)	1歳半健診ほ	26年8月生 13:00~13:30 26年9月生 13:30~14:00
	リウマチの会ほ	13:00~15:00
12日(火)	2歳半健康相談ほ	25年10月生 9:30~10:00 25年11月生 10:00~10:30
13日(水)	両親学級ほ	19:00~21:00
	あおぞらの会・親の会総会ほ	13:30~14:30
20日(水)	母親学級③ほ	13:30~15:00
21日(木)	9カ月・4カ月健診ほ	27年7月生 13:00~13:30 27年12月生 13:30~14:00
27日(水)	母親学級④ほ	13:30~15:00

ほ...ぼると21

子育て

午前10時~11時30分

国保病院検診

※予約制

国保病院 外来予定

今月の納期

施設の休館日